

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

わが国では、少子化が急速に進行し、労働力人口減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下等の課題が一段と深刻化しつつあります。令和5(2023)年の合計特殊出生率(ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数:調査年次の15~49歳までの年齢別出生率を合計したもの)は統計開始以来最低の1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少を更新しました。

国は、上記のような状況を受けて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していく包括的な基本法「こども基本法」を令和5(2023)年4月に施行するとともに、こども施策の新たな司令塔として「こども家庭庁」を発足させました。さらに、令和5(2023)年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指す、としています。

また、「こども基本法」において、「こども大綱」を勘案したこども計画を作成することが努力義務化されました。こども計画では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て当事者などの意見を反映し、地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況に応じた目標設定が期待されています。

こうした中、周南市では、平成17(2005)年3月に次世代育成対策推進法に基づく次世代育成支援前期周南市行動計画を、平成22(2010)年3月には周南市こどもプラン・次世代育成支援後期周南市行動計画を策定しました。平成27(2015)年3月に「周南市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」といいます)を、さらに令和2(2020)年3月には「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」といいます)を策定し、こども・子育てに関する施策を積極的に推進してきました。

令和6(2024)年度に第2期計画が計画期間の最終年度を迎えることから、同計画の進捗状況や社会環境の変化、本市のこども・若者や子育てを取り巻く現状等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を一層効果的・総合的に推進するため、「周南市こども計画」(以下、「本計画」といいます)を策定しました。

■こども施策を巡る国の動向

「こども基本法」の制定(令和5(2023)年4月施行)

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法です。同法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映などについて定めています。

「こども未来戦略」の策定(令和5(2023)年12月閣議決定)

①若い世代の所得を増やす②社会全体の構造・意識を変える③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3点を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る、としています。

「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定(令和5(2023)年12月閣議決定)

地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少している現状で、全てのこどもが、多様な体験活動に触れ、安全で安心して過ごすことができるこどもにとっての居場所となる、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点や、こどもの居場所づくりに関係するものの責務や役割などについて定めています。

児童福祉法等の一部改正(令和6(2024)年4月施行)

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもので、市区町村における「こども家庭センター」設置(努力義務)や地域子ども・子育て支援事業の充実等を進めていくこととなりました。

子ども・子育て支援法等の改正(令和6(2024)年6月以降段階的に施行)

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、児童手当の拡充が行われたほか、妊娠・出産時の給付、「こども誰でも通園制度」の創設(保護者が就労していなくても満3歳未満のこどもを保育所等に預けることが可能)、ヤングケアラーへの支援等が盛り込まれました。

2 計画の概要

(1) こども計画とは

こども計画とは、こども基本法に基づき都道府県、市区町村単位で策定する、こども施策についての総合計画です。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

計画の対象は、こども基本法で定義される「心身の発達の過程にあるこども」と「その家庭」とします。その上で、年齢により必要なサポートが途切れないように考慮します。

なお、本計画においては、国の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある等特別な場合を除き、平仮名の「こども」という表記で統一します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法の第 10 条に基づく「市町村こども計画」です。同条第2項で、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

(2) 本計画と一体的に策定する計画

こども基本法の第 10 条第5項には、市町村こども計画は、法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができることとされています。

本計画は、次の計画を一体的に策定しています。

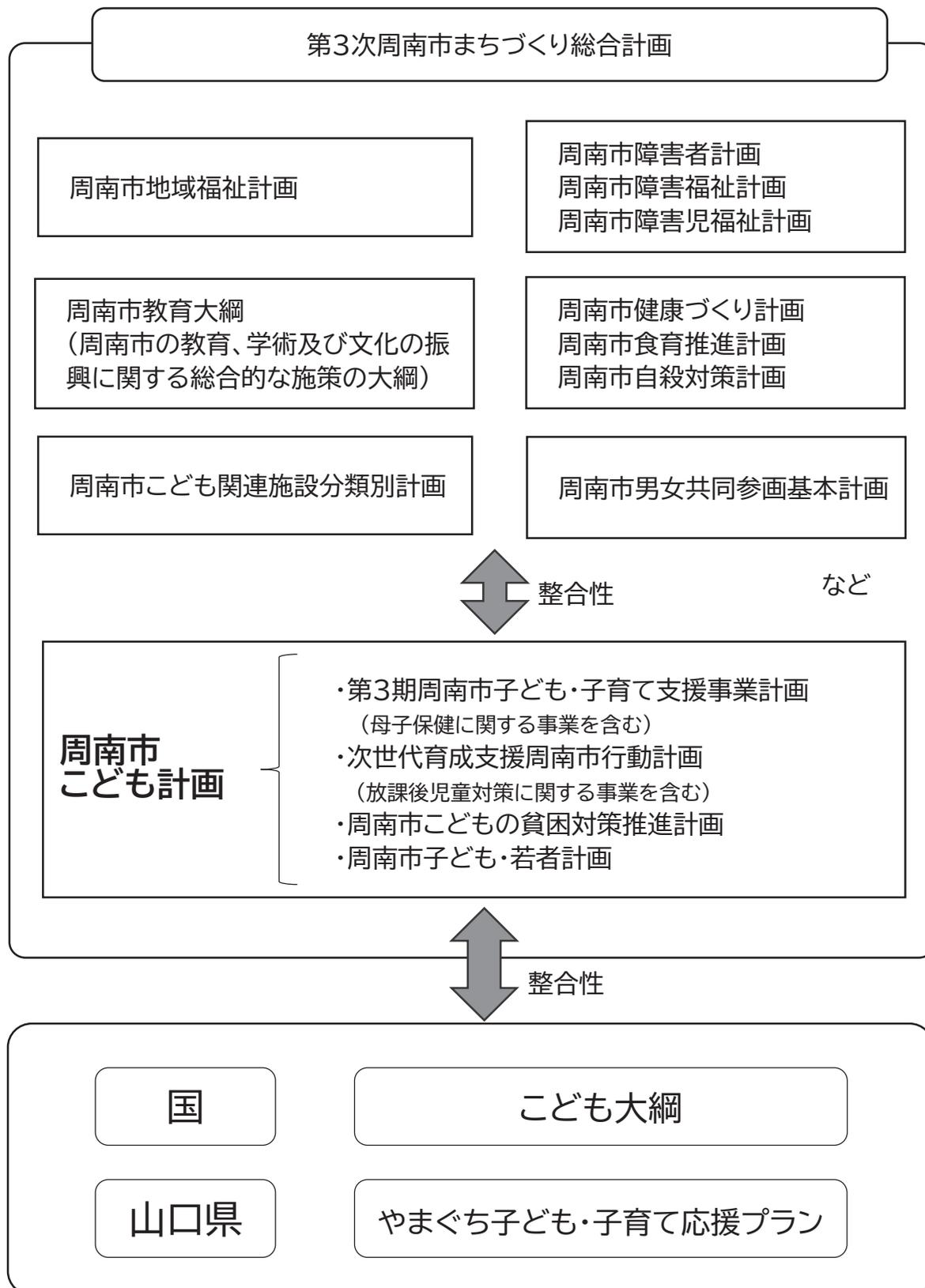
- ・「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第 61 条)
- ・「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ・「こどもの貧困対策推進計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条)
- ・「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)

第2期計画においては、「周南市母子保健計画」及び「新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画」についても、一体的に策定する計画として包含していました。

本計画においては、両計画ともに根拠となる策定指針や計画名称等の変更、新たな通知の発出などの国の方針を加味し、一体的に策定する計画として明記しておりませんが、引き続き、両計画で推進されてきた諸施策を本計画上に展開し、実施してまいります。

(3) 市の各計画との関係

計画の推進にあたっては、市の各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組みます。



4 計画策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を的確に把握し、事業量の見込みの算出やこども施策検討の基礎資料として活用するため、こども・若者や子育て世代、市内の企業及び子育て支援団体に対するアンケート調査を実施しました。また、こども基本法においては、こども施策の策定及び実施に関して、施策の対象となるこども・若者等の意見の反映を求めていることを踏まえ、アンケート調査に加えて、中学生・高校生へのグループインタビューによる意見聴取も実施しました。調査の概要は下表の通りです。

【子ども・子育て支援ニーズ調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
就学前児童保護者	令和6(2024)年 1～2月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	842 件	42.10%
小学校児童保護者	令和6(2024)年 1～2月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	929 件	46.45%
中学校生徒保護者	令和6(2024)年 1～2月	郵送	1,000 件	郵送もしくは WEB	437 件	43.70%
小学5・6年生 中学1・2年生	令和6(2024)年 1～2月	学校にて配布	1,000 件	WEB	938 件	93.80%
市内企業	令和6(2024)年 1～2月	郵送	50 件	郵送もしくは WEB	20 件	40.00%
市内子育て 支援団体	令和6(2024)年 1～2月	郵送	158 件	郵送もしくは WEB	114 件	72.15%

【こどもの生活状況調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
小学5年生保護者	令和6(2024)年 7～8月	学校にて配布	1,074 件	学校・郵送・WEB の いずれか	588 件	54.75%
中学2年生保護者	令和6(2024)年 7～8月	学校にて配布	1,134 件	学校・郵送・WEB の いずれか	638 件	56.26%
小学5年生	令和6(2024)年 7～8月	学校にて配布	1,074 件	学校・郵送・WEB の いずれか	619 件	57.64%
中学2年生	令和6(2024)年 7～8月	学校にて配布	1,134 件	学校・郵送・WEB の いずれか	592 件	52.20%

【こども・若者の生活状況・意識調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
16 歳から 30 歳 までの市民	令和6(2024)年 7～8月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	425 件	21.25%

【グループインタビューによる意見聴取】

調査対象	調査期間	調査方法	回数
中学生・高校生	令和6(2024)年3月	10～40 人規模のグループインタビュー	計4回

(2) 周南市こども育成支援対策審議会での審議

本計画の策定にあたっては、「周南市こども育成支援対策審議会」を設置し、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項(教育・保育施設の定員設定のあり方や子ども・子育て支援事業計画の内容等)をはじめ、本市のこども・若者・子育て支援に関する事項について幅広く調査、審議しました。

(3) パブリックコメント

計画策定にあたり、計画の案を市のホームページに掲載し、令和7(2025)年1月21日から令和7(2025)年2月20日までパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから多くの意見をいただきました。